

草津市多文化共生推進プラン（案）に関する  
パブリックコメントの実施結果について

実施結果

- 1 実施期間 令和3年2月1日（月）から令和3年3月1日（月）まで
- 2 意見者数 20人
- 3 意見総数 112件（意見の内容および意見に対する市の考え方は別添のとおり）
- 4 意見の反映件数 6件

周知方法

広報媒体	実績
計画案の配架	配架場所 ・まちづくり協働課 0件 ・情報公開室 0件 ・草津市立図書館 0件 ・南草津図書館 0件 その他の配架場所 ・各地域まちづくりセンター 3件 ・UDCBK 6件
資料送付	送付数：5件（団体5件）
個別説明	説明数：7件
市ホームページ	アクセス数：180件（3月2日確認）
広報くさつ	2月1日号
資料提供	2月1日付け
その他	えふえむ草津出演、Facebook

計画案の概要版掲示施設

- 【必須施設】
- ・各地域まちづくりセンター（14箇所）
  - ・各隣保館（4箇所）
  - ・草津市立図書館
  - ・南草津図書館
  - ・UDCBK
  - ・人権センター
  - ・まちづくり協働課

結果公表の日時

- (1) 公表日時 【ホームページ】 4月中旬～5月上旬  
【広報紙】 5月1日号

- (2) 公表方法

資料配架

- ・まちづくり協働課 ・情報公開室 ・草津市立図書館 ・南草津図書館
- ・各地域まちづくりセンター ・UDCBK

## ◆意見件数

総数 112 件

## 提出方法

- ・ 窓口提出                    5 人    42 件
- ・ 電子メール                12 人   41 件
- ・ 郵送                         2 人    27 件
- ・ F A X                        1 人     2 件

項 目 内 容	件 数
全 般	5 件
第 1 章 プラン策定にあたって	1 件
第 2 章 多文化共生を取り巻く現況	17 件
第 3 章 多文化共生の推進に関する基本的な考え方	9 件
第 4 章 多文化共生施策の展開	67 件
第 5 章 多文化共生施策の推進	7 件
その他	6 件

## ◆意見等の反映状況

	分類内容	件数	意見番号
ア	計画案反映 意見を受けて計画案の記載を修正ならびに加筆したもの	6 件	6. 7. 14. 15. 57. 72
イ	既に計画に記載済み 同主旨の考え方は含まれていることから修正を要しないもの	28 件	2. 3. 16. 20. 24. 25. 36. 38. 41. 42 47. 53. 55. 59. 60. 62. 63. 64. 65 67. 74. 84. 95. 97. 100. 104. 105 106
ウ	今後の参考 施策として検討ならびに展開していくことから参考とするもの	35 件	1. 5. 17. 19. 21. 22. 23. 26. 27. 34 35. 37. 39. 43. 44. 45. 46. 48. 49 50. 51. 54. 56. 58. 68. 69. 73. 85 90. 91. 96. 98. 103. 107. 109
エ	その他 質問等に対する返答ならびに計画に対する感想に留まるもの	43 件	4. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 18. 28. 29 30. 31. 32. 33. 40. 52. 61. 66. 70 71. 75. 76. 77. 78. 79. 80. 81. 82 83. 86. 87. 88. 89. 92. 93. 94. 99 101. 102. 108. 110. 111. 112

提出された意見と市の考え方

変更等対応したもの

意見（ページ数）	市の考え方
<p>P.1 1 背景・趣旨 1行目 「急速にグローバル化が進展し、人の国際移動も活発化する中で・・・」 ⇒コロナ禍以降は、グローバル化はあまり言われなくなり（どちらかと言えばローカル化を目指す傾向があるのでは？）、また、人の国際移動は自由にできない状況にあるので、このままの表現だと違和感がある。</p>	<p>ご指摘の点を踏まえて、背景・趣旨後段に、「このような状況の下、<u>令和2年から世界規模の新型コロナウイルス感染症拡大は、国内外の社会経済に大きな影響を及ぼしましたが、感染症が収束したアフターコロナ時代を見据えて、グローバル化の新しい形に対応し、その恩恵を地域にもたらすためにも多様性を生かしたまちづくりを進めることは重要で</u>」を加筆します。</p>
<p>P.4 他 在留資格の用語解説（具体例など入れて）がほしい （特別永住者、永住者、技能実習、定住者など）</p>	<p>巻末の資料編〈用語解説〉にて在留資格についての説明を追記します。</p>
<p>P.9 在留外国人の推移のグラフでインドネシアとペルーの色が似通っていてわかりにくい。</p>	<p>在留外国人の推移グラフのペルーの色を修正いたしました。</p>
<p>P.12 【コミュニケーション】 「言葉や文化の違いによる知識不足から～」とありますが、外国人の「知識が不足」しているのではなく、単純に言葉や文化が分からないだけだと思うので、「知識不足」という表現ではなく、「言葉や文化の違いから、生活に必要な情報や～」の方がよいのではないかと。</p>	<p>ご指摘の点を踏まえて、「～言葉や文化の違いによる知識不足から生活に必要な～」を「～言葉や文化の違いから、生活に必要な～」に変更いたします。</p>

意見（ページ数）	市の考え方
<p>P.20 2 生活支援 （1）教育機会の確保 就学に関する多言語による情報提供・就学案内</p> <p>日本語能力等に応じて下学年への編入学を認めることを検討とあるが、世界的に見ても年齢による学年相当をきめているのは少ないように思う。柔軟な対応で学年を決めるようになるべきである。</p>	<p>いただいたご意見を踏まえ、「日本語能力等に応じて下学年への編入学を認めることを検討」から「<u>日本語能力等により直ちに年齢相当学年の教育を受けることが適切でないと認められるときは、一時的または正式に下学年への入学を認めることができる</u>」に修正いたします。</p>
<p>P.22 2 生活支援 （2）働きやすい労働環境の確保</p> <p>関係団体に、ハローワークを加える</p>	<p>県や商工会議所等と連携・協力を得ながら外国人人材のニーズや受け入れ状況の全体像の把握に努めるとともに、外国人住民の就業機会の確保には、ハローワークを始めとした関係機関の連携は必須であることから「<u>市内就労関連施設</u>」を追記します。</p>

## 意見概要一覧

NO	頁	意見(要旨)	対応	市の考え方
1	全体	記載のある関係課が一堂に会して、多文化共生推進に向けた取り組みの進捗状況の報告や意見交換会等を定期的に行い、お互いにどのように進めているのかを知ることでヒントになり、統一性が出てきたりするような気がします。	ウ	当該プラン策定の趣旨からも、多文化共生に対する市職員の意識醸成は重要と考えており、まちづくり協働部が中心となって全庁的な取り組みとして進展するように取り組んでまいります。
2	全体	全体にスケジュール感がない／5年間での整備なら1年目はどこまで等のマイルストーンが必要／事業が未達の場合の、対応策フォローする部署が明確になっていない。	イ	当該プランは、5年間の多文化共生に対する市としての取組の方向性を各分野で位置づけをおこない、その具現化については各関係課ならびに関係団体の連携のもとで事業展開を図っていくものであります。事業進捗に関しては、まちづくり協働部(まちづくり協働課)が中心に把握に努めてまいります。
3	全体	国・県の方針などを組み込み、総合的によくまとまっているが、具体的な施策が書かれていないと感じた。	イ	ご意見のとおり、国・県が示す多文化共生に関する取り組みの方向性を踏まえて、市としてのあり方を課題整理と併せて事業主体の役割や推進する取り組みを体系的にまとめたものです。具体的な施策につきましては、基本方針に基づく施策の展開の中で推進する取り組みを記載しており、これらの取り組みがより実行性のあるものになるよう、事業進捗の把握に努めてまいります。
4	全体	外国人住民の実態把握のために民生委員を活用すべき	エ	民生委員児童委員は、福祉行政において大きな役割を果たしていただいておりますが、言語や文化等が異なることによって生じる外国人住民固有の課題に関しては、従来では外国人住民それぞれのコミュニティや行政機関等の枠組みのなかで相談機能を果たしてきました。今後は民生委員児童委員の皆様にもこれらの諸課題に対応していただけるように研修等の充実を図る必要性があります。
5	全体	プラン策定後実態把握のために英・ベトナム語等のアンケートを作るべき	ウ	一定の時期において、外国人住民に対するアンケート調査は必要と認識しています。
6	1	急速にグローバル化が進展し、人の国際移動も活発化する中でコロナ禍以降は、グローバル化はあまり言われなくなり(どちらかと言えばローカル化を目指す傾向があるのでは?)、人の国際移動は自由にできない状況にあるので、このままの表現だと違和感がある。	ア	ご指摘の点を踏まえて、背景・趣旨後段に、「このような状況の下、令和2年から世界規模の新型コロナウイルス感染症拡大は、国内外の社会経済に大きな影響を及ぼしましたが、感染症が収束したアフターコロナ時代の、グローバル化の新たな形に対応し、その恩恵を地域にもたらすためにも多様性を生かしたまちづくりを進めることは重要で、」を加筆します。
7	4	在留資格の用語解説(具体例など入れて)がほしい (特別永住者、永住者、技能実習、定住者など)	ア	巻末の資料編<用語解説>にて在留資格についての説明を追記します。
8	5	県民のおよそ43人に1人が外国人とあるがこれは全都道府県では多い方であるのか?	エ	全国平均より滋賀県の外国人住民の比率は高水準で推移しております。
9	6	計画文中の県の統計資料を最新版にしてください。	エ	当該プランは、令和2年7月より、学識経験者ならびに多文化共生に関わる関係団体等で構成された附属機関、草津市多文化共生推進プラン策定委員会にて基礎的資料に基づき現状把握ならびに課題整理、方向性について議論を重ねてきた経過であることから策定過程での統計を掲載させていただいております。

NO	頁	意見(要旨)	対応	市の考え方
10	7	県内の在留外国人が増えている近年、市単独でプランを推進するのではなく、他の市町の取り組みを聞かれたり、共同で行うなどを検討してはどうか？	エ	県内市町との連携という観点では、県内市町とのワーキング会議を定期的で開催しており、情報共有や課題の検討をとおして、圏域での多文化共生の取組の推進を図ってまいりたいと考えております。滋賀県多文化共生推進プランを踏まえて、市町が必要に応じて単独の多文化共生推進プランを策定しているのが現状でございます。
11	8	令和2年3月末時点、草津市の在留外国人数は3,066人であり、・・・増加傾向続く ⇒滋賀県住民基本台帳人口調査結果によると、令和2年12月31日時点の外国人人数は2,971人という調査結果があるが、比べるものと同じならば矛盾しているのではないか？	エ	ご指摘の人口動態に関しては、令和2年度における新型コロナウイルス感染症拡大による社会経済の影響を受けた側面があることを推察しますが、アフターコロナ社会を見据えますと、人口動態の波は緩やかに増加回復に移行するものと見込んでいます。
12	8	滋賀県、草津市においても顕著に在留外国人の中でベトナム人が増加している理由があるのか？	エ	全国的に多くの企業がベトナムに進出している中で、日本の企業を好意的に見ており、日本で働くことに前向きで親日なベトナム人も多いことから、日本の人材派遣会社等に積極的にアプローチが行われております。また、特に関西圏では、最低賃金の高い府県が多いこと、製造業が多く立地していることなどから、その集中度も高いといわれています。留学生においても同様に日本企業への期待感があるといわれており、ベトナム人が増加していることは、県・市のみの特徴ではありません。
13	8	留学が大幅に増加しているとあるが、今後大学の学部の移転があるが、それによって減少に転じることになるのか？そのことについての対策はあるのか？	エ	大学との情報共有をおこない、留学生の動向を注視しながら検討してまいります。
14	9	在留外国人の推移のグラフでインドネシアとペルーの色が似通ってわかりにくい。	ア	在留外国人の推移グラフのペルーの色を修正いたしました。
15	12	「言葉や文化の違いによる知識不足から～」とありますが、外国人の「知識が不足」しているのではなく、単純に言葉や文化が分からないだけだと思うので、「知識不足」という表現は違う表現の方がいいのではないかと。例えば、「言葉や文化の違いから、生活に必要な情報や～」としてはどうか。	ア	ご指摘の点を踏まえて、「～言葉や文化の違いによる知識不足から生活に必要な～」を「～言葉や文化の違いから、生活に必要な～」に変更いたします。
16	12	【コミュニケーション】 「やさしい日本語」の活用の推進⇒「やさしい日本語」の活用の推進、普及啓発 ・・・講座や研修会などを開催して積極的に取り入れる姿勢体制が必要と考える。	イ	ご意見のとおり、市内在住外国人の国籍は64カ国1地域であり、言葉の壁がなく円滑にコミュニケーションが図られるように、日本人住民は、やさしい日本語での対話を基本として意識の醸成を図る必要性を認識しております。今後は目標にも掲げている、研修会の開催と合わせて普及啓発に努めてまいります。
17	12	「やさしい日本語」の研修には、船見一秀先生や、岩田一成先生(聖心女大)といった先生方にお声かけをすると良いと思う。「やさしい日本語ツーリズム研究会」という団体が主催する「やさしい日本語認定講師養成講座」というものもあるので参考に。	ウ	「やさしい日本語」の活用を推進するための参考とさせていただきます。

NO	頁	意見(要旨)	対応	市の考え方
18	12	「ボランティアの不足」「ボランティア指導者の育成・確保」とあるが、そもそもボランティアに全て頼ることなのか。 民間の日本語学校を建てたり、資格を持つ日本語教師の活躍する場をつくり、雇用の促進や経済の発展にもつなげてほしいと思う。今は時代も変わりお金を払ってもいいから日本語を勉強したいと思う外国人も多いと思う。	エ	滋賀県内の日本語教室は市町や国際交流協会、市民公益活動団体が運営しており、その活動はボランティアの日本語教師によって支えられていることから、外国人住民の方々に、安価で日本語教育を提供できている現状があります。 当該プランでは、基礎的な日本語を多くの方々に学んでもらうことが重要であると考えており、ボランティアの方々との協働は必要不可欠であります。
19	12	日本語ボランティア指導者研修を行う際は、必ず地域日本語教室の専門家を呼んだほうが良い。学校教師を呼ぶと、ボランティアと外国人が[学び合う]ではなく、[ボランティアが教え、外国人住民が教えられる]という間違っただけの方向に行ってしまう。 地域日本語教室の専門家としては、森篤嗣先生(京都外大)、岩田一成先生、また、文化庁が主催する「地域日本語教育コーディネーター研修」への参加もサポートしていただけるような体制が整うと非常に地域日本語教育人材育成にも繋がる。	ウ	いただいたご意見を踏まえて、「日本語ボランティア指導者を育成・確保」の参考とさせていただきます。
20	12	多様な背景を持つ外国人児童生徒等とあるが、日本人であっても日本語の能力の不足や日本の文化になじめない、しかし文化的に多様な背景を持つこれからの多文化共生社会を担う帰国子女等の支援も必要であると思う。	イ	教育機会の確保として日本語学習支援の展開を図るうえでご意見として参考にさせていただきます。
21	12	「日本語教育が必要な児童生徒への学習支援」こちらに対しては就学中の児童生徒に加え、就学前や、入国直後の子どもに対する学習支援を広く考える必要があると思います。そして、日常生活で使う「生活言語」(おしゃべりなど)は2,3年で習得されますが、学校で使うような「学習言語」の習得は、7,8年かかるとされていて、長期的な日本語支援が行える環境が望ましいと思われれます。特に「おしゃべりはペラペラできていても、学校のテストの点は低い」という子どもは、この学習言語がまだ身につけていないので、注意が必要です。就学前の学習支援については、甲賀市の「かわせみ教室」などが参考になるかと思う。 文部科学省:「外国人児童生徒教育アドバイザー」外国人児童生徒の専門家を招いて研修をするプログラムがあるので、ぜひ検討をして欲しい。	ウ	「日本語教育が必要な児童生徒への学習支援」の参考とさせていただきます。
22	12	「日本語能力の不足から・・・」とありますが、日本語能力の不足だけではなく、発達にも何か問題がある場合もあります。日本人と同じように発達について診断なり相談を受ける機会が必要だと思う。	ウ	外国人住民の教育機会の確保として日本語学習支援の展開を図るうえでご意見として参考にさせていただきます。

NO	頁	意見(要旨)	対応	市の考え方
23	13	「留学生の持つ高度な知識や～」とあるが、高度の知識や能力を持つ外国人住民は留学生だけでなく、市内で働く外国人の中にも優秀な方は沢山いますし、地域の人たちと関わりたいと考えておられる方もいます。留学生や就労者と一緒に来られる家族も同様です。	ウ	本市の特徴的な外国人住民の比率の占める割合が高い留学生の地域社会での活躍等が生かされていない現状を踏まえての表現としています。多文化共生社会の中で暮らす日本人住民は、「外国の言葉や文化を学ぶ機会」と捉えてご意見のとおり、外国人住民がもつ語学力や知識、技術等の多様性を生かした社会参画の仕組み、環境づくりに取り組んでいく必要があると認識しております。
24	14	【住民の異文化理解力の向上】異文化コミュニケーションに秀でた人材の育成 →イメージがわからないので「自身の文化にとらわれず、グローバルな物の見方の出来る人材の育成」のような表現はどうか？	イ	性別をはじめ、年齢や職業、出身地や社会的地位など、自分自身とは違った価値観や環境の違いを理解し尊重し合える能力を異文化コミュニケーションとしております。そういう観点での人材育成では、外国人との交流だけにとどまらず、同じ言語をもった日本人同士でも立場が違えば成り立つものと捉えています。
25	14	【ユニバーサルデザインのまちづくり】 市町をまたいでも共通のものや表現を使ったほうが統一性があり、日常の活動範囲から考えると、少なくとも草津市に隣接する大津市、栗東市、守山市の3市との連携が取れればと感じる。	イ	ご意見のとおり、多文化共生の意義の一つとして、ユニバーサルデザインのまちづくりの理念のもとで、滋賀県が策定している「多言語対応ガイドライン」に基づき、圏域内での統一的な多言語表記に努めることが肝要だと認識しています。
26	15	文化庁では『生活者としての外国人』のための日本語教室空白地域解消推進事業 地域日本語教室スタートアッププログラム』というものがああり、地域日本語教室の立ち上げを専門家などが派遣され、サポートしてもらえるプログラムがあります。滋賀県では、信楽での前例がある。	ウ	ご意見頂きました情報提供を含めてプログラムの適用の是非について参考とさせていただきます。
27	16	プランの体系：この部分は、せめて「やさしい日本語」レベルでの表現にできないか？ (参照：藤沢市多文化共生まちづくり指針)	ウ	ご指摘の意見を踏まえまして、プラン体系を含めた概要版について、「やさしい日本語」対応での作成に早期に取り組み、情報発信に努めてまいります。
28	17	基本目標より「やさしい日本語」に関する研修受講者数500人を目標とするとあるが、受講者の対象はだれか？	エ	やさしい日本語研修に関する研修の対象については、市職員をはじめ市民の皆様等にも幅広く対象としていく予定です。
29	17	基本目標より通訳翻訳ボランティア登録者数を30人とあるが、その人数で草津市の外国人に対応できるのか？ 無償ボランティアでそのような業務をしてくれる人が集まるのか？	エ	他市の取組として在住外国人のコミュニケーション支援として、人材バンク制度が創設されている事例が多くなってきています。先進事例での取り組みを検証しながら、日常時ならびに災害時での登録ボランティア制度の有償・無償を含めて研究し、具現化に向けて取り組んでまいります。
30	17	基本目標より多文化共生に関する研修、交流会等の参加者数1700人とあるが研修および交流会の対象は？	エ	本市にて開催する研修会や草津市国際交流協会が実施する交流会などを対象としています。
31	17	重点的な取り組みより外国人住民を支援できるボランティア登録制度の研究とあるが、無償ボランティア登録による運用は難しいのではないか？	エ	今後登録制度における仕組みづくりの中で、先進事例を参考に有償、無償含めて研究してまいります。

NO	頁	意見(要旨)	対応	市の考え方
32	17	重点的な取り組みより人財バンクの研究とはどのようにするのか？	エ	多文化共生に関わる人材バンク(サポーター)制度を展開している先進地の事例から、情報収集ならびに課題整理を行い、関係団体(市国際交流協会)と情報共有をおこないながら、本市の実状にあった取り組みについて実証実験的な形からはじめてまいりたいと考えております。
33	18	毎年の収入申告と健康保険に関するルールと手順が少しわからない。	エ	各担当窓口で各種制度やサービス等の内容や手続きについて、外国人住民に理解していただけるよう説明や案内等のやさしい日本語の表記等で努めてまいります。
34	18	重要な送付物に多言語版を作成しホームページ上にアップし、そこにアクセスするためのQRコードを封筒等に印字するのはどうか。	ウ	コミュニケーション支援の充実、展開の中で貴重な意見として参考にさせていただきます。
35	18	広報誌や子育てサークル案内冊子 外国籍の保護者と地域とのつながりを促進するために多言語版(少なくとも英語版、できればベトナム語版)をホームページ上などで公開し日本語版冊子にQRコードをつけてアクセスできるようにするのは工夫してはどうか。	ウ	コミュニケーション支援の充実、展開の中で貴重な意見として参考にさせていただきます。
36	18	やさしい日本語の推進において庁内だけでなく、市関係施設や団体の方にも案内をしてやさしい日本語講座をしてはどうか？	イ	基本目標に掲げているやさしい日本語研修の対象については、市職員だけでなく市民の皆様等幅広く呼びかけをさせていただく予定です。
37	18	やさしい日本語をより広く普及の為に “次世代を担う 子ども達にやさしい日本語の普及” ・草津市、日本における外国人の増加における、現状課題を理解し、その中でやさしい日本語の役割、必要性を知る。 ・多様な価値観を知る事で自分のアイデンティティを大切にすることと同じように多様なアイデンティティを尊重し合えるよりよい社会の形成。	ウ	地域社会の一員でもある外国人住民もまちづくりの担い手として、多様な場面で社会参画が果たせるよう仕組みづくりに努め、やさしい日本語を通じて相互理解と尊重し合える社会づくりに向けて取り組んでまいります。 ご意見の通り、子ども達にやさしい日本語の必要性を理解してもらうことは、重要と考えております。当該プランの中では具体的には明記しておりませんが、国際理解教育の中で進めていけるよう努めてまいります。
38	18	「やさしい日本語」への取組の重要性は認識されているが、この項目に対して具体的にどの課が対応するかが見えてこない。	イ	やさしい日本語表記は、今後全ての所属が認識する必要があるため、関係課の部分は各課と記載させていただいております。
39	18-19	1. 転入時、日本の生活習慣を外国人住民に提供するため、「外国人情報窓口」のような生活習慣を伝える窓口の設置 2. 窓口で通訳者を付けて日本の生活習慣を伝える時間を設けること 3. 不動産業者が、日本の生活習慣について説明する時間を十分に設けるよう依頼すること 4. 外国人従業員が、日本の生活習慣をしっかりと理解できるオリエンテーションの開催を外国人雇用企業へ依頼 5. 企業が、定期的に日本の生活習慣に関するオリエンテーションを、外国人従業員に対して実施するよう依頼 ★行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備」の具体的な取り組みとして追加することを提案する。	ウ	多文化共生施策におけるコミュニケーション支援ならびに生活支援の充実において大切な観点だと認識しておりますが、現状を踏まえて、関係機関(企業等)との綿密な連携も必須となることから、今後の施策推進をする上での参考とさせていただきます。

NO	頁	意見(要旨)	対応	市の考え方
40	18 ～ 19	今般のプランで提示されている「やさしい日本語」・「多言語」対応促進は、重要な取り組みと考え、加えて全ての外国人住民の母語による対応は不可能であることを考えると平易でわかりやすい英語「やさしい英語」での表記などもやさしい日本語の表示と並行して、推進していただきたいと考える。 日本語・英語ともに母語ではない外国人住民や留学生にとっても、やさしい英語表記は親しみやすいものだと考えます。	エ	多文化共生施策の推進の意義についてご理解いただきありがとうございます。本市に訪れる留学生が草津で学び、充実した生活が送れるようにサポート体制等、大学との連携、情報共有に努めてまいります。
41	18	やさしい日本語に取り組む各課のスケジュールが見えない。	イ	やさしい日本語は全ての所属・職員が取り組むべきと考えております。今後については、2021年度にやさしい日本語ガイドラインを策定し、研修を行う予定です。
42	19	税務課・幼児課・市民課など窓口メインのところに通訳の常駐化(週1～週2程度)。	イ	現在本市では通訳職員1名(常勤)の他に、AI通訳機やタブレット通訳などを活用し、対応させていただいております。今後外国人住民の増加により通訳ツールのニーズが高まると考えられることから、様々なツールを活用し、環境の整備に努めてまいります。
43	19	Society5.0 スマート社会実現のために民生委員や外国人住民支援関係者・転入したての外国人住民にポケットークを貸与すべき。	ウ	通訳機器貸与につきましては、現在貸出は実施しておりませんが今後のコミュニケーションを図る施策として検討してまいります。
44	19	外国人向けの一元的窓口を設置させ、草津市国際交流協会の活動を増やして活動内容を充実させるべき	ウ	外国人住民向けの窓口については、P.19 取組内容の項目にもありますように、外国人住民向けの総合相談窓口の設置を検討してまいります。草津市国際交流協会は、本市の多文化共生施策を展開するうえで重要な協働団体でもあります。ご意見いただきましたことは、参考とさせていただきます。
45	19	外国人住民向けの一元的相談窓口の設置とあるが常時でなくてもよいと思うが繁忙期だけでも人員を増加し他の市民へのサービスが低下しないように考えるべきであるのでは？	ウ	外国人住民向けの総合相談窓口の設置を検討する過程の中で、ご意見いただいております視点を十分踏まえて進めてまいります。」
46	19	外国人住民向けの相談窓口設置の早期実施を望みます。	ウ	外国人住民のニーズにあった相談窓口の設置に向けて取り組みを進めてまいります。
47	19	外国人住民のための生活相談体制の充実 取組内容に追加：通訳(有償)ボランティアの確保とバンク化、 加えて、学校現場での外国人保護者とのコミュニケーションのための通訳者の確保を考える必要があるのではないかと？	イ	通訳ボランティア制度については、今後5年間の中で研究から実現に向けて関係団体の協力を得ながら、取り組んでまいります。また、学校現場におきましても児童生徒の学習支援の他に学校と保護者のコミュニケーションをとるために通訳派遣も行っており、今後も充実に向けて取り組んでまいります。
48	19	日本語を毎日教えてくれるところがほしい。インターネットでも可	ウ	今後の施策展開のなかで、ご意見、ご要望として参考とさせていただきます。
49	19	学生なので、大学と連携して、日本語や日本の文化を学ぶ交流の場を大学内に作ってほしい。	ウ	現在、立命館大学と草津市国際交流協会が協働し実施している日本語教室は立命館大学で行われており、日本語だけでなく日本文化を学ぶ場にもなっております。今後はお要望に添えるよう更なる充実に努めてまいります。

NO	頁	意見(要旨)	対応	市の考え方
50	19	現在、滋賀県には日本語学校や日本語専門学校などがいないため、京都・大阪まで通わなければならないので作ってほしい。	ウ	滋賀県内の日本語教室の現状は、市町や国際交流協会、市民活動団体の運営が中心であり、今後の関係者間の連携、相互協力も必要となってきます。施策展開を進めるうえでご意見、ご要望として参考とさせていただきます。
51	19	地域日本語教室は基本的に「ボランティア」が担うという形が一般的だが、地域日本語教育などの知識・研究経験をもった人材を獲得するのが非常に難しいと思われる。地域日本語教室でのコーディネーター職といった、それで生計を建てられるようなポジションをより整備しくことが地域日本語教室が活性化すると思う。	ウ	滋賀県内の日本語教室の現状は、市町や国際交流協会、市民活動団体の運営が中心であり、日本語教室の低額な受講料のもとで、満足度の高い講座を受けていただいています。専門家、民間企業の関わりは、今後のニーズの高まりと呼応する必要があることから注視してまいります。
52	19	日本語教育を具体的に展開するにあたっての市役所、UDCBK、草津市国際交流協会、市民公益活動団体の役割が見えない。	エ	市から財的支援を行い、草津市国際交流協会は中間支援組織として市との連携や市民公益活動団体と連携を行い、日本語教育の展開を図っています。
53	19	日本語教育等の推進での関係課の草津未来研究所(アーバンデザインセンター)は、立地の利便性からも外国人にも来所しやすいため、一層の日本語教育に関するサポートが望まれると思われる。	イ	アーバンデザインセンターについて、立地の利便性から外国人住民にも気軽に来所していただけますが、今後も多文化共生のまちづくりにおける日本語教室の推進は、立地特性等も十分考慮しながら関係者間で工夫してまいります。
54	19	日本語教育等の推進において、担当部署には、未就園、未就学児も含まれるため対象課の支援も必要だと考える。	ウ	就学前における日本語教育、多文化対応に関しては、生活支援「子育て」分野のなかで推進していくものですが、現状と今後の取組みの中では、ご提言の段階にまで含まれておりません。今後施策展開を進める上で、貴重なご意見として参考とさせていただきます。
55	19	日本語教育等の推進の取組内容 ■やさしい日本語サロンや・・・イベントでの日本文化の紹介に「日本の社会や文化・慣習の学習機会の創出」を加筆する。	イ	イベントでの日本文化の紹介や日本の社会や文化・学習機会の創出を今後もやさしい日本語サロンなどで継続して実施してまいります。
56	19	【生活オリエンテーションの検討】日本の生活についてよく分からないので説明を地域してほしい。住んでいる地域になにかがあるか、どんなものが使えるか災害の時にどうすればよいか等々・・・	ウ	いただいたご意見につきましては、「生活オリエンテーションの検討」を実施する中で、貴重なご意見として参考にさせていただきます。
57	20	教育機会の確保において、日本語能力等に応じて下学年への編入学を認めることを検討とあるが、世界的に見ても年齢による学年相当をきめているのは少ないように思う。柔軟な対応で学年を決めるようになるべきである。	ア	いただいたご意見を踏まえ、「日本語能力等に応じて下学年への編入学を認めることを検討」から「日本語能力等により直ちに年齢相当学年の教育を受けることが適切でないと認められるときは、一時的または正式に下学年への入学を認めることができる」に修正いたします。
58	20	教育機会の確保における日本語の学習支援で関係課を児童生徒支援課だけでなく、まちづくり協働課とUDCBKと連携する必要ある(19P 日本語教育等の推進との整合)。例として両親が共働きのため児童館などで預かるとき、日本語に不慣れで学習が進んでいない子供たちの日本語教育と勉強のサポートの推進担当として機能させるため児童生徒支援課と協働して仕組みを教員だけでなく、ボランティアにも参加してもらうため、まちづくり協働課がボランティアを集める役割を担う。	ウ	今後ボランティア制度の研究、具現化において、子ども達への日本語学習の支援の貴重なご意見として参考にさせていただきます。

NO	頁	意見(要旨)	対応	市の考え方
59	20	教育機会の確保において、転入の手続きの時に学校教育課を訪問するように誘導とあるが、誘導だけでは学校の仕組み等がわからず機会を逸してしまう懸念がある。システムの仕組みづくりが必要であると思う。	イ	学校教育課来課時に手続き等の案内を行い、言語については、必要に応じて児童生徒支援課と連携・対応しております。
60	20	子どもが今年4月から小学校1年生になります。小学校からの入学のために用意するものの説明があったが、経験がないのでよんでもインターネットで調べても分からないところが多かった。写真がついたものにしてほしい。	イ	入学の準備については、各学校によって異なるため、各学校で入学説明会を行い、不明点の解消に努めております。
61	20	“外国にルーツを持つ子どもの学習支援と多文化交流” ・エイスクエアのあおぞら教室のような誰もが行きやすい場所で放課後または、長期休み等学校の宿題、自習ができる場所で子ども同士又は保護者、その場にいる人が教え合える仕組みづくり。 ・学習スペースと併設して、リラックスできる&多国の遊びや室内ゲーム等ができるスペース。子どもたちは遊びを通して自然に多文化交流ができて、子どもたちが交流している間に親同士交流できれば。	エ	ご意見をいただいております「交流」は、先ずをもってその機会を創出可能となる気運が何よりも重要であり、地域で外国人住民、親子が安心して生活できるよう、関係者間で多文化共生に関する理解を深める場づくりに努めてまいります。
62	20	20ページの日本語の学習支援は不十分であり、子供たちが日本での生活と教育で落ちこぼれず立派な社会人になるためにどうするかという観点から取り組みが必要ではないだろうか。	イ	市内小中学校において、日本語指導が必要な児童生徒への支援は、保護者や児童生徒の担任のニーズに合わせて通訳派遣や翻訳を行っております。支援の方法も様々ですので、学校と相談し適切な支援ができる体制を取ってまいります。
63	20	教育機会の確保において、国や県の補助を活用とあるが、草津市だけでなく、より広い支援を得て継続的な子女への支援が望まれる。	イ	日本語指導の必要な児童生徒や保護者が望むときに必要な支援を受けられるよう、学校を通して通訳・翻訳業務を行っております。今後も、支援が必要な児童生徒数に合わせた支援体制を様々な補助を活用しながら整えてまいります。
64	21	外国人児童生徒等教育相談設置事業の推進を現状のまま実行すると実際のニーズと釣り合わないと思います。	イ	現在、進路に関わる説明会や入学準備、入学式など、通訳・翻訳が必要な様々な場面において、学校や児童生徒の要望に合わせた通訳者の派遣や文書の翻訳を行っております。
65	21	小中学校の国際理解教育を実施しようと思ってもマニュアル的な手引きがないので、実行するのにたどり着かないと思う。	イ	現在、市内小中学校においては、立命館大学と連携し、留学生が学校へ出向いて小中学生と交流し、その国の言語や文化と触れ合う機会を持っています。また青年海外協力隊帰国者による出前授業、地域にお住いの外国人の方のお話を伺う機会等、他国の言語や文化に触れ合う機会を持つことで、児童生徒が国際感覚を養うとともに、自分自身の将来を見つめる貴重な機会となっております。今後とも、目的に合わせて、関係機関との連携や御協力いただく方々との密な相談のもと、国際感覚と多文化共生意識の醸成に寄与する事業の継続に努めてまいります。

NO	頁	意見(要旨)	対応	市の考え方
66	21	国際交流をインターネットを使って、言語問わず交流を目的とすれば効果が高いと思う。	エ	小中学校での国際理解教育の学習で、インターネットを用いた交流は効果があると考えますが、教育課程の時間で行うには、時差などの問題があり、実施が難しい状況です。現在、様々な教育活動の中で、世界の国々の特色を学習したり、文化や言語について学習する活動があります。それぞれの学校の中で、創意工夫を重ねながら国際理解教育を行ってまいります。
67	21	就学前教育・保育における多文化対応 現在、草津市国際交流協会が実施する「やさしい日本語サロン」において多くの外国人ママが小さいお子さんを連れて参加されています。そのため取り組みについては、関係団体に草津市国際交流協会を追加してほしい。	イ	国際交流協会が主催する「やさしい日本語サロン」では、就学前教育が目的にはなっていませんが、サロンの事業の深化に伴い、その役割を含んだ活動になるよう連携ならびに支援に努めてまいります。
68	22	就職のための企業とのマッチングのチャンスを草津市が作ってほしい。	ウ	外国人住民の就業機会の確保を推進する施策を検討する上で、いただいたご意見を参考とさせていただきます。
69	22	就労支援相談員設置事業の充実(外国人の働く場所が少ないのと、企業とのマッチングを年に2回ぐらい開くとよい。)	ウ	
70	22	労使紛争の相談などを日本語以外でも対応できるように。	エ	職場におけるトラブルや相談、労使問題等の解決のためのワンストップ窓口として、滋賀労働局総合労働相談コーナーが設置されており、多言語対応が可能です。
71	22	ベトナム人とベトナムで事業をしている日本企業との間にイベントを企画すれば、ベトナム人の学生や人々にとって仕事を得るコネクションやチャンスが生まれると思う。	エ	ご意見の提案に関しては、民間企業の動きも重要になってきます。市といたしましても滋賀県や関係機関の動きを注視してまいります。
72	22	外国人住民の就業機会を確保するため、ハローワークなどの関係機関との連携が必要かと思うが、関係団体にハローワークを加えること。	ア	県や商工会議所等と連携・協力を得ながら外国人人材のニーズや受け入れ状況の全体像の把握に努めるとともに、外国人住民の就業機会の確保には、ハローワークを始めとした関係機関の連携は必須であることから「市内就労関連施設」を追記します。
73	22	留学生が地域防災活動に活発に参加する段階にまでは至っていないと推測するが、防災に関する情報の多言語化を推進ならびに防災講座等のコンテンツを多言語の字幕付き動画等の形態にして市のHPから視聴できるようにするなど、多くの市民に届く取り組みを工夫することが望ましいと考える。この点は現下のコロナ禍で対面による講座等の企画開催に制約があるなか、外国人住民を含め、多くの市民に防災意識を醸成する一助となるのではないか。	ウ	外国人住民だけでなく多くの市民に防災意識を醸成するために様々なコンテンツを駆使することは有効だと考えます。いただいたご意見を関係課と共有するとともに、今後の施策充実の参考とさせていただきます。
74	22	(3)災害時の支援体制の整備 ■地域防災計画内の位置づけの検討については、地域の役員にも大勢参加してもらい、市が主導して検討いただきたいと思う。また、地域の防災訓練に外国人が参加しやすい環境、それ以前に防災訓練の目的を伝える努力、しかけが必要と思う。そこを考えることも取組内容のひとつにしてほしい。	イ	在住外国人の増加とともに、地域社会の一員であり、まちづくりの担い手として社会参画する意義は高まりますので、地域内の防災計画でも位置づけや防災訓練等についても、検討していただくよう市としても関与してまいります。

NO	頁	意見(要旨)	対応	市の考え方
75	22	避難する場所が分からない。防災の勉強や訓練がしたい。	エ	外国人住民に関する防災対策の推進として災害時に適切な避難行動が取れるよう、防災講座の開催ややさしい日本語や多言語による災害情報の発信に努めてまいります。
76	22	災害時の支援体制の整備について、関係課、関係団体の果たすべき役割が見えない。	エ	計画に記載されている関係課は、災害時に対策本部として、かつそれぞれの取組項目に対して主体となる部署であり、関係団体は、在住外国人の避難ならびに状況把握の支援に関与していただく団体です。
77	22	ベトナム語のMAPが必要です。	エ	ベトナム語版の作成までには至りませんが、外国人住民が災害時に適切に避難行動が取れるよう災害時の情報のやさしい日本語化や英語を基本とした多言語化に努めてまいります。
78	22	関係団体:草津市国際交流協会とともに、各地域まちづくり協議会も追加してはどうか。	エ	地域まちづくり協議会が中心となって策定する地域防災計画内で、地域で暮らす在住外国人も地域の一員として関わり協働していくかが重要になります。
79	23	機能別消防団員ですが、もっと訓練をして外国人に教えるチャンスをいかしたい。	エ	機能別消防団員の設置目的、現状を踏まえて、ご意見を受け止めて関係者間で共有し、今後の施策充実のために取り組んでまいります。
80	23	機能別消防団員になりたいですがもっと外国人の訓練のチャンスを増やしてほしい。	エ	
81	23	慢性病(糖尿病)、不妊治療というほとんど決まった単語を使用する外来は外国語付きの説明を冊子にしてほしい。	エ	同じ病気であっても、個人によって症状や治療方法など異なるため、説明用冊子を作成することは難しく、「医療ネット滋賀」を周知し、多言語で対応できる医療機関の情報提供を図りたいと考えます。
82	23	症状説明を多言語冊子にしてほしい。	エ	
83	23	痛みを伝える言葉をあまり知らないので、絵を見て指さしできるものをクリニックにおいてほしい。	エ	
84	23 ~ 24	医療サービスの多言語による提供や医療通訳の充実は外国人住民の安心安全に繋がる重要課題。通訳・翻訳ボランティアの発掘や充実は大変重要な取り組みですが、体調不良の状況下で外国人患者の症状を医療従事者に正確に伝えることや難解な医療用語を理解し、患者となる外国人住民に判りやすく伝えることは大変難しい作業だと思う。医療通訳当事者や実際に利用する住民、医療従事者の声を丁寧に拾い、関係者の過重な負担を軽減しながら、より良いサービス・制度になるよう工夫を図っていただきたい。また、各医療機関に対して、多言語対応を行う場合の支援を検討いただきたい。	イ	県と各市町で運営している「医療ネット滋賀」において、多言語対応が可能な医療機関の情報提供を行っています。多言語で検索が可能であり、広く活用していただけるように市民への啓発や、必要に応じてシステム改修についても県へ要望を行います。
85	24	未就園児を持つ親の支援 多文化交流の子育てサロン+やさしい日本語講座。 預かり保育ができる日本語学習の提供。	ウ	現行の日本語サロン事業等の深化に伴い、その役割を含んだ活動になるよう連携ならびに支援に努めてまいります。

NO	頁	意見(要旨)	対応	市の考え方
86	24	保育園や小学校の教育のシステムの説明をしてもらえる機会がほしい。	エ	現在、外国人の方の保育園への相談は、幼児課や入園を希望されている保育施設の窓口にて対応しています。AI通訳機や多言語通訳タブレット等の様々なツールを活用しながら、保護者の不安な気持ちに寄り添い、窓口対応を基本としながら、丁寧な対応をしております。 小学校では、新1年生の場合、前年度に各学校で入学説明会を開いて、小学校教育の概要を保護者対象に説明します。それ以外の学年の場合は、編入学時に各学校で個別に対応しております。しかし、保護者、教職員ともに言葉が通じにくい場合に、保護者が自国語で気兼ねなく質問できる説明会を希望されている旨も理解できますので、翻訳機や通訳を活用して個別に対応してまいります。
87	24	子育てや保育園の情報をインターネットと市役所のひとつの場所でみたり、聞くことができるようにしてほしい。	エ	現在、インターネット上で総合的な子育て情報を取得していただけるよう、ほかほかタウンサイト&アプリにて情報提供を行っております。また、子育てに関する相談につきましてはワンストップの窓口として子育て相談センターでお聞きし、必要に応じて各専門の部署と連携をとりながら適宜対応を行っております。
88	24	関係課に保険年金課が入るならば、年金についての説明資料のやさしい日本語化も取組内容にあげてはどうか。	エ	国民年金制度の仕組みなどについては、制度の実施主体である国において、すでに多言語による説明用パンフレットを作成されており、本市窓口においても、これらパンフレットを活用し、周知を行っております。
89	25	方向性：不動産業界との連携 取組内容：賃貸契約等でのトラブルを洗い出し、トラブル解消のための資料の翻訳ややさしい日本語化を検討する、および人権啓発を行う。	エ	現状、県が実施する「滋賀あんしん賃貸支援事業」では、外国人住民が賃貸住宅などに円滑に入居できるサポートを不動産業界と連携し情報提供を実施しておりますが、今後の施策の深化において、活動ならびに役割の範囲が拡大等されるのかはこれからのニーズにも大きく左右されますので注視してまいります。
90	26	「(1)多文化共生の意識啓発・醸成」 図書館で書籍・資料を展示するのではなく、まず、人の出入りが多い市役所内でブースや展示スペースなど作ってほしい。手続き前の待ち時間に見てもらえるかもしれない。	ウ	多文化共生の意識啓発・醸成において貴重なご意見ですので、今後の施策充実のために参考とさせていただきます。
91	26	多文化を学びたい人向けの学習講座（生涯学習＋やさしい日本語）、大人も相手も知ること親しみが増し、出会う外国の方にも好意的になるのではないかな。	ウ	現行の日本語教室や各関係団体の事業等と調整を図り、実現できる提案であると思いますので、今後の施策充実のために参考とさせていただきます。
92	26-27	日本人住民と外国人住民の関係をつなぎながら、地域活動への参画を支援しつつ、双方が生活しやすいまちづくりに貢献するコーディネーターを地域まちづくりセンターの職員として配置することを提案する。	エ	地域まちづくりセンターは、地域活動の拠点であり、センター職員は地域の協働コーディネーター的な役割を担っています。職員数には限りがあることから、新規雇用は厳しい現状ですが、特に外国人住民が多い学区等では、御指摘いただいた視点を踏まえて事業展開が図れるよう共有してまいります。

NO	頁	意見(要旨)	対応	市の考え方
93	27	これからは、ムスリムに対する理解を深める場を設けることが必要だと思う。特に日本にはハラール認証が普及していないので、市内のスーパーでの食品購入が困難だと聞き、もし、行政が市内のスーパーなどに協力してもらって値札などに「Halal」を付けてもらえたら、とても買い物しやすくなるのではないかと思う。	エ	先進事例では、国際交流協会等が情報提供している事例も見受けられますが、行政ならびに関係団体の役割等を踏まえて、ハラール認証の関わりについて研究してまいりたいと考えております。
94	27	外国人住民の社会参画支援について取組内容に外国人住民を支援できるボランティア登録制度とあるが前述のものと異なるのか？	エ	前述のものと同様になります。
95	27	外国人住民の地域社会への参画促進 取組内容：■町内会やまちづくり協議会の役割や意義の周知…このために、町内会とは何かや、まち協等への加入案内などの多言語化、あるいはやさしい日本語化が必要と思われる。	イ	外国人住民の地域社会への参画促進のために、町内会やまちづくり協議会の役割や意義の周知するべく、やさしい日本語化など行ってまいります。
96	28	「(3)外国人留学生の能力を活かした地域活性化」 留学生の皆さんすごく優秀な人材ですが、在留年数が短いので日本語堪能な人は少ないと思う。どのように留学生たちの能力を活かせるのかはもっと考えないといけないと思う。	ウ	留学生という短期間滞在の在留外国人が輝く日本での生活が、彼らの能力を生かしたまちづくりに繋がったバロメーターでもあることから、先進的な取り組みをされている留学生の多いまちの取組を参考にさせていただきながら向き合っていきたいと考えております。
97	28	外国人留学生等の能力を活かした地域活性化 ⇒外国人留学生等の能力を活かした地域活性化・まちづくりに修正してはどうか。	イ	ご意見の趣旨を含み、施策の展開をしておりますので、現行計画案のままで対応させていただきます。
98	28	外国人留学生は、地域のイベントへの参加を継続して行うことが難しいケースがあるが、地域での居場所づくりが進むことで、彼らのアイデアに基づく活動の参画が可能になると考える。既に国際交流協会など中心に交流の場作りを進めておられるが、その中から留学生自らアイデアを引き出し、魅力的な地域活性化に向けた活動へと繋がれば良いと思う。	ウ	ご意見のとおりであり、留学生が地域参画できる仕組みづくりから始め、地域での居場所が得られると、アイデアも幅が広がることから一つひとつの機会と実践を積み上げていただけるよう地域に対しても働きかけてまいります。
99	28	地域や小学校で、ミャンマーの文化を紹介する日本人から、日本料理を教えてもらう活動に参加したい。	エ	外国人住民が持つ、知識、国際感覚などを活かして地域住民の皆様に気軽に集える交流機会の提供に努めてまいります。
100	29	立派な多文化共生推進プランが策定されましたが、このプランが画餅に終わらないようにするため、第5章の多文化共生施策に記載されたそれぞれの組織の役割が推進されているかを誰が総括責任者としてチェックするのかを明確にする必要がある。	イ	推進に向けて、統括管理する部署はまちづくり協働部まちづくり協働課が中心となって、関係部局や関係団体と横断的な連携を行いながら施策を推進してまいります。
101	29	地域のニーズを的確に把握しながら…この意味がよくわからない。どちらかと言えば、外国人のニーズではないだろうか？	エ	多文化共生推進は外国人住民ニーズだけでは成り立たない側面もあることから、日本人住民・外国人住民問わず、地域のニーズを的確に把握しながら推進してまいります。
102	30	(4)草津市国際交流協会の役割：記載の内容は、KIFAのビジョンや活動範囲に合致しているのか？	エ	当該プラン策定過程において、記載内容等確認をいただいております。

NO	頁	意見(要旨)	対応	市の考え方
103	30	(5)教育機関 意見として学校側ももっと地域や外国人のコミュニティに歩みよる姿勢が必要かと思う。現場の先生や担任の先生に何もかも任せきりで必要な支援が子どもに届いているのかなと感じることがあるので、もっと地域のボランティアを受け入れたり、民間の力を利用するなどして、外国人児童へのケアを考えてあげて欲しい。	ウ	学校現場では、児童生徒の学習支援の他に学校と保護者の円滑なコミュニケーションを図るための通訳派遣や翻訳等の対応をおこなっているところです。今後は、自治組織等の地域社会との連携、緊密が重要になるのな明白であり、ニーズの把握に努めることと併せて外国人の子どもが抱える課題や相談等に対して対処していくボランティア組織の動きにも注視するとともに調整を図る必要があります。
104	30	(5)教育機関 ⇒子供の成長過程において重要な役割を担う外国人保護者と教育現場とのコミュニケーション支援を行っていく必要もある。	イ	学校現場においては、保護者とのコミュニケーション支援についても、通訳・翻訳等を通じて取り組んでいるところですが、引き続き外国人家庭のニーズに対応してまいります。
105	30	(6)医療・保険・福祉関係機関 「情報提供に努めていくことが期待されます。」の前に、「通訳・翻訳サービスや書類の多言語化を進めていくことで」を挿入して、情報提供の内容を明確にしてはどうか。	イ	外国語対応可能な医療機関をホームページで情報提供で対応しているのが滋賀県の現状です。医療における通訳・翻訳の特殊性等とニーズを踏まえて、県では圏域内の最も適切な支援のあり方を検討されているところであり、市都市としては注視しているところであり、現行のままとさせていただきます。
106	31	(9)市 …行政サービスを享受できるように努め、⇒行政サービスを享受でき、市政や地域への参画を推進することで活躍の場を持つことに努め、	イ	行政サービスを等しく享受できることが、先ずをもつての市の役割と認識しており、P27外国人住民の地域社会への参画促進にも掲載しているとおり、多様性をまちの力に変えていけるよう取り組んでまいります。
107	33	「通訳実績」の主な来庁目的より、税金関連は企業側が採用時に必ず説明するようにルール化して欲しい。市が説明書を多言語で作って、企業に配布したり、ライフステージに関する手続きもわかりやすい多言語の一覧表があればいいなと思う。 (ex結婚→妊娠→出産→産後→就学…)	ウ	市や関係機関を含めて、やさしい日本語・多言語化対応等の視点を持ち合わせながら各種制度、案内文書等につきましては、統一したガイドラインに基づき対応していけるようはたらきかけてまいります。
108	34	<質問>滋賀県における多文化共生についてのアンケート結果/令和元年6月…アンケートの対象者(回答者)の中に、外国人はどれくらいの割合なのか。	エ	滋賀県が実施しましたアンケートにつきましては、国籍を問わず実施したため御質問いただいている割合は不明とのことです。
109	35	県のモニター結果にて日本人住民が外国人住民に日本のルール・習慣を守ってほしいのが79.6%で、そのルール・習慣を「行政」に周知してほしいのが49.7%もあって驚いた。日本人住民に、行政の手が十分に回らないという状況を知ってもらわないといけないと思う。行政に丸投げではなく、周りの日本人住民もルールなどを教えるべき。	ウ	市民の皆様がお互いの違いを認め合い、共に理解し、尊重し合えるよう、多文化共生意識の高揚を図ってまいります。
110	36	日本語指導が必要な児童生徒 日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒とは、帰国児童生徒のほかに日本国籍を含む重国籍の場合やとあるが、P.8では、特に国籍の表記がなく記述を読むと外国籍の子どもという印象がある。	エ	P.8は、国籍の表記をしようとする個人に繋がる場合があるため、記載している表記にさせていただきました。

NO	頁	意見(要旨)	対応	市の考え方
111	36	日本語指導が必要な児童生徒 P.8の根拠となるP.11の(図69は外国籍と日本国籍、重国籍のすべてを含む児童生徒において、日本語指導が必要な数であるということになるが、そのような数が明らかになっているのか？帰国児童生徒も数に入っているのか？	エ	日本語指導が必要な児童生徒数については、帰国児童生徒で日本語指導が必要であれば算定しております。
112	39	<p>&lt;外国人住民意見聴取結果&gt;  <b>【コミュニケーション】</b>  文章が長く丁寧に表現されていて理解しにくい</p> <p><b>【生活】</b>  病院に行きにくいので、わかりやすいサイトなどがあれば役に立つ。IT化をもっと進めてほしい。</p> <p><b>【地域】</b>  以前、ロクハ公園で毎年実施されていた「おうみ多文化交流フェスティバル」のようなイベントを復活させてほしいです。</p>	エ	いただいたご意見をプランの参考とさせていただきます。